

令和元年第3回平取町議会臨時会（開会 午前9時32分）

町長（議会招集にあたりあいさつ）

事務局長 本日は、初議会でありますので議長が選出されるまでの間、地方自治法107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の四戸正彦議員を紹介いたします。四戸議員、議長席にお着き願います。

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいま紹介されました四戸でございます。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

それではただいまから令和元年第3回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立いたします。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席とします。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により臨時議長において、木村英彦議員と萱野志朗議員を指名いたします。

日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の入り口を閉めます。ただいまの出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に金谷満議員と中川嘉久議員を指名します。投票用紙を配布いたします。投票用紙の配布もれはございませんか。

（なしの声）

配布もれなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。事務局長が議員の自席に投票箱を持参しますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

（投票）

投票もれはありませんか。

（なしの声）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。金谷議員と中川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち有効投票12票。有効投票のうち、千葉良則君7票、櫻井幹也君5票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。従って、千葉良則君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま議長に当選されました千葉良則君が議長におられます。会議規則第32条第

2項の規定により、当選の告知をします。千葉良則君。

千葉議員 (議長就任あいさつ)

臨時議長 これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。議長、議長席にお着き願います。

議長 それでは日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は12名です。次に立会人を指名いたします。会議規則第31条の規定により、立会人に高山修議員と井澤敏郎議員を指名いたします。これから投票用紙を配布いたします。投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声)

配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。事務局長が議員の自席に投票箱を持参いたしますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ投票を開始してください。

(投票)

投票もれはありませんか。

(なしの声)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。高山議員と井澤議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

それでは選挙の結果を報告いたします。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票11票、無効投票1票。有効投票のうち、松澤以久子君7票、高山修君4票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。従って、松澤以久子君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま、副議長に当選されました松澤以久子君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

松澤議員 議長。

議長 松澤議員。

松澤議員 (副議長就任あいさつ)

議長 日程第6、選挙第3号常任委員会委員の選任を行います。  
常任委員会の選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき議長が指名推薦することとなっています。選考委員については、指名推薦による選出委員5名で構成することとなっていますが、今回の選考委員5名の選出については、議長の指名により選出したいと思いたすがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、常任委員会委員の選出については選考委員5名を議長において指名することに決定いたしました。選考委員といたしまして、高山議員、松澤議員、四戸議員、櫻井議員、鈴木議員の以上5名を指名いたします。休憩いたします。休憩中直ちに選考委員会を正副議長室において開き、各常任委員会委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前 9時55分)

(再開 午前10時02分)

議長 再開いたします。常任委員の選考結果を選考委員会委員長より報告してください。四戸議員。

四戸議員 四戸です。先ほど開催されました各常任委員の選挙結果についてご報告申し上げます。まず総務文教常任委員会委員、萱野議員、高山議員、井澤議員、四戸議員、櫻井議員、千葉議員、以上です。次に産業厚生常任委員会委員、木村議員、金谷議員、中川議員、松澤議員、藤澤議員、鈴木議員、以上のとおり選考結果を報告いたしますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 ただいま選考委員会委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って常任委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時05分)

副議長 再開いたします。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

お諮りいたします。ただいま、総務文教常任委員会委員に選任されました千葉議長から、常任委員を辞退したい旨の申し出がありました。議長はその責務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の場合における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、常任委員を辞任するものです。辞任について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。休憩いたします。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時07分)

議長

それでは再開いたします。常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することになっております。休憩いたします。休憩中に正副議長室で順次各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。最初に総務文教常任委員会、次に産業厚生常任委員会の順で直ちに開催してください。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時18分)

議長

それでは再開いたします。休憩中に開催されました各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので報告いたします。総務文教常任委員会、委員長、高山議員。

副委員長、萱野議員。

産業厚生常任委員長、中川議員。副委員長、木村議員。以上のとおり互選された旨、報告がありました。よろしくお願ひいたします。日程第8、選挙第4号議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会は議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項にも審議する委員会であります。委員会の構成については議会の運営に関する基準138によって、副議長、各常任委員長及び一般議員2名の合計5名となっております。また選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員の選考に基づき議長が指名推薦することとなっております。選考委員会については、指名推選による選出委員5名で構成しますが、今回の選考委員5名の選出については、議長の推薦により、選出したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議会運営委員会の選任については、選考委員5名

を議長において指名することにいたします。選考委員として、高山議員、松澤議員、四戸議員、櫻井議員、鈴木議員、以上の5名を指名いたします。休憩いたします。休憩中、直ちに選考委員会を正副議長室で開き議会運営委員会委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時30分)

議長 再開いたします。議会運営委員会の選考結果を選考委員会委員長より報告してください。四戸委員長。

四戸議員 先ほどの開催されました議会運営委員会の選考結果についてご報告いたします。議会の運営に関する基準138先例1により、議会運営委員会の構成は副議長、各常任委員長、一般議員2名となっていることを踏まえ、以下のとおり選考いたしました。議会運営委員会委員、松澤議員、高山議員、中川議員、金谷議員、櫻井議員、以上のとおり選考結果をご報告いたしますので議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 ただいま選考委員長から報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議会運営委員会は議長の指名のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することになっております。休憩いたします。休憩中、直ちに正副議長室で委員会を開催し委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時35分)

議長 それでは再開いたします。休憩中に、開催されました議会運営委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長、櫻井議員。議会運営委員会副委員長、金谷議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしく願いをいたします。休憩いたします。休憩中に、議員全員協議会及び議会運営委員会の開催をお願いいたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前11時02分)

議長

それでは再開いたします。

日程第9、選挙第5号胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定によりまして、議長から指名をしますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名いたします。胆振東部日高西部衛生組合議会議員には、中川議員、高山議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしました中川議員、高山議員の2名が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選と決定いたしました。

次に日程第10、選挙第6号日高西部消防組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定によりまして、議長から指名をしますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名します。日高西部消防組合議会議員に、金谷議員、松澤議員、四戸議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしました金谷議員、松澤議員、四戸議員の3名が、日高西部消防組合議会議員に当選と決定しました。

議長

日程第11、選挙第7号平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定により、議長から指名をしますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名します。平取町外2町衛生施設組合議会議員に、櫻井議員、藤澤議員、鈴木議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしました櫻井議員、藤澤議員、鈴木議員の3名が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選と決定しました。監査委員の選任に移ります。

日程第12、議案第1号監査委員の選任についてを議題とします。四戸議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。議案第1号について提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町監査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町本町7番地2、氏名、四戸正彦氏であります。生年月日は、昭和22年10月4日71歳でございます。裏面をご覧くださいと存じます。履歴概要でございますが、記載のとおりでございますので説明については

省略をさせていただきますのでお目通し願いたいと思います。四戸氏につきましては、人格識見も高く適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

お諮りいたします。本件に対する質疑討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。四戸議員を監査委員として同意することに賛成の方挙手願います。挙手多数でございます。従って日程第12、議案第1号監査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第13、議席の指定を行います。議席の指定については、議会の運営に関する基準12の規定により、議長は12番、副議長は11番とし、他の議員は抽選により定めて議長が指定することになっています。先程、くじ棒による抽選を行いましたので議席の抽選結果を事務局長より報告願います。

事務局長

それでは、議席番号について報告いたします。1番、金谷議員。2番、高山議員。3番、四戸議員。4番、中川議員。5番、木村議員。6番、櫻井議員。7番、萱野議員。8番、井澤議員。9番、鈴木議員。10番、藤澤議員。11番、松澤副議長。12番、千葉議長。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長から報告のとおり議席を指定し決定しました。

この議席は次の議会から使用いたします。

日程第14、報告第1号専決処分報告についてを議題といたします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書10ページをお開き願います。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次ページをご覧ください。平成31年専決処分第1号平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、平成31年3月29日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。それでは、専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が平成30年3月29日に交付されることに伴いまして、施行月日が平成31年4月1日であるため平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正内容ですが、1点目として基礎課税額の課税限度額の引き上げ、2点目として国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の見直しで加算額を引き上げるものでございます。条文の改正内容につきましては、13ページの新旧対照表によりましてご説明いたします。13ページをご覧ください。新

旧対照表の右側が現行、左側が改正案となります。下線の箇所がそれぞれ改正となります。課税額第2条第2項の規定ですが、基礎課税額の課税限度額を現行58万円から61万円に引き上げるものであります。健康保険税の減額第22条の規定におきましても、条文中58万円を61万円に改正するものであります。同じく、国民健康保険税の減額第22条の規定ですが、この条文は国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の規定となっております。ここの加算額を引き上げる改正となります。第2項5割軽減世帯の軽減判定所得の算定におきまして加算額を、被保険者1人当たり現行27万5000円を28万円にするものであります。15ページをお開きください。第3項2割軽減世帯の軽減判定所得の算定におきまして加算額を、被保険者1人当たり現行50万円を51万円にするものであります。12ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものですが、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとするところであり、以上説明を終了いたします。ご承認賜りますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第10号、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明いたしますので議案書の17ページをお開きください。平成30年度平取町一般会計補正予算について、専決処分をいたしましたので地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。19ページをお開き願います。平成30年度平取町一般会計補正予算第17号は次に定めるところによるものとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7046万8000円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正による款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとするものであります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出から説明いたしますので23



ページをお開きください。8款1項1目消防費の19節負担金補助及び交付金、日高西部消防組合負担金75万円です。これは予算編成時の予想より大幅に火災件数が増加したことによる消防団員の出動日当及び消防職員の時間外勤手当が増加し予算に不足を生じることから行ったものです。歳出は以上です。次に歳入について22ページをご覧ください。19款1項1目1節繰越金、金額75万円です。今回の補正に関して必要となる財源を29年度の繰越金から求めようとするものでございます。以上、地方自治法の規定により出動日当等の支給に急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、3月28日に町長による専決処分を行ったもので同条第3項の規定によりその後にかかれた直近の議会である本議会において、これを報告し承認を求めるものとするものであります。以上、報告第2号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。藤澤議員。

藤澤議員 藤澤です。ただいまの説明に対して、この金額に対して、異議を唱えるものではございませんが私どもの町内で火災が多発したという現実を踏まえまして、以後、現在、どのような処置を防災なり、啓蒙なりとられたか、雑駁で結構ですがご説明をいただきたい。

議長 藤原消防署長。

消防署長 藤澤議員のご質問にお答えをいたします。1月2月3月におきまして、建物火災が今までになく多発したことに對しまして、消防団伝達システムにある広報並びに車両の広報、チラシにおきましてはまちだよりを活用するなど住民に対して周知を行ったところであります。以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第16、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。町民課長。

町民課長

報告第3号、専決処分報告についてご説明いたします。24ページ25ページをご覧ください。平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、平成31年3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第5号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ957万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億835万3000円とするものでございます。2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。今回の補正の目的は、国民健康保険税が予算額を上回るが見込まれ、さらに国民健康保険事業費納付金の額が予算額を下回ることが確定したため、余剰金を平取町国民健康保険給付費支払準備基金へ積み立てるためのものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので30ページをお開きください。上段ですけれども、3款1項1目一般被保険者医療給付費分19節負担金補助及び交付金は、予算額1億6464万7000円に203万3000円を減額し、1億6261万4000円といたします。下段2目退職被保険者等医療給付費分19節負担金補助及び交付金は、予算額201万4000円に125万6000円を減額し、75万8000円といたします。次ページをご覧ください。上段2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分19節負担金補助及び交付金は、予算額68万1000円に42万3000円を減額し、25万8000円といたします。下段3項1目介護納付金分19節負担金補助及び交付金は、予算額2420万5000円に171万1000円を減額し、2249万4000円といたします。次ページをご覧ください。7款1項1目基金積立金25節積立金は、予算額1000円に1499万9000円を追加し1500万円といたします。次に歳入についてご説明いたします。29ページをご覧ください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費現年課税分に、606万8000円を追加いたします。2節後期高齢者支援金現年課税分に350万円を追加し、1目合計2億638万3000円といたします。5款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金に8000円を追加いたします。歳出でご説明いたしました国民健康保険税額が予算額を上回るが見込まれ、余剰金を平取町国民健康保険給付費支払準備基金へ積み立てるためのものでございます。以上で、報告第3号平成30年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第5号に関する専決処分について、ご説明ご報告申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。現在、平取町が直面している重要課題として平取ダム建設工事の着工、新たな立法によるアイヌ文化を生かした地域振興支援等があります。これらの重要課題に有効適切に対処するため、さらに議会活動を広く周知を図るための特別委員会をそれぞれ設置し調査等を行いたいと考えます。特別委員会は、沙流川総合開発特別委員会、アイヌ文化伝承推進特別委員会、広報広聴特別委員会としたいと思います。特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、発議第1号を日程に追加し追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号沙流川総合開発特別委員会、アイヌ文化伝承推進特別委員会、広報広聴特別委員会の設置及び特別委員の選任についてを議題とします。広報広聴特別委員会の構成は議会の運営に関する基準111先例2の規定により議長を除く全議員となっています。この規定により、議長を除く全議員を広報広聴特別委員会委員として議長が指名することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議長除く全議員を広報広聴特別委員会委員に選任することに決定しました。その他の特別委員会の構成は、議会の運営に関する基準111先例1の規定により各5名となっています。また、委員の選出方法については議会の運営に関する基準41の規定により選考委員会の選考に基づき議長が指名推薦することとなっています。このことについては、先に指名し設置した選考委員会において、各特別委員会の委員を選考済みでありますので選考委員長から報告してください。四戸委員長。

四戸議員

先ほど開催しました各特別委員会委員の選考結果についてご報告いたします。沙流川総合開発特別委員会委員、中川議員、高山議員、松澤議員、四戸議員、藤澤議員。アイヌ文化伝承推進特別委員会委員、木村議員、萱野議員、金谷議員、井澤議員、鈴木議員。以上のとおり選考結果を報告しますので議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

ただいま選考委員長より報告がありましたとおり議長が指名することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしましたとおり各特別委員会委員に選任することに決定しました。休憩いたします。休憩中に各特別委員会を議長室で順次開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時56分)

それでは再開いたします。休憩中に開催された各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果が手元に参りましたので報告いたします。沙流川総合開発特別委員会委員長、藤澤議員。副委員長、高山議員。アイヌ文化伝承特別委員会委員長、井澤議員。副委員長、萱野議員。広報広聴特別委員会委員長、櫻井議員。副委員長、高山議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。よろしくお願いいたします。それでは、お諮りします。承認第1号各委員会の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等を閉会中に継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長から申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査を実施することに決定いたしました。議案の審議状況を報告いたします。選挙7件を執行しました。議案1件で原案可決1件。報告3件で承認3件。指定1件で決定1件。発議1件で決定1件。承認1件で決定1件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので令和元年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

(閉会 午前11時59分)

|